

第24節の2 研修

第1 在留資格の審査

1 研修制度

(1) 制度の概要

開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、技能等を修得することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得した技能等を活用することにより、当該国等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。また、「技能実習」の在留資格も研修と同一の趣旨・目的をもつ制度である。

(2) 「技能実習」の在留資格との相違

「研修」は、本邦の公私の機関に受け入れられて技能等を修得する活動に従事するものである点において「技能実習」と同様であるが、「技能実習」は、一定期間の講習の後、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて、当該機関の業務に従事して技能等を修得する活動に従事するものであり、雇用契約等の雇用関係が存しない「研修」とは大きな違いがある。また、実務を伴う作業に従事する場合は、雇用契約に基づいて、「技能実習」の在留資格で受け入れられることが原則であるが、「研修」の在留資格に係る上陸基準第5号のイからチまでの規定のいずれかに適合するときは（雇用契約に基づかないものに限る。）、同在留資格によることとなる。

なお、雇用契約に基づかず、実務を伴わない技能等を修得する活動は、「研修」の在留資格に該当する。

2 制度の基本的枠組

(1) 活動の範囲

本邦の公私の機関に受け入れられて行う技能等の修得をする活動が該当する。ただし、「技能実習」及び「留学」の在留資格に該当する活動は含まれない。

具体的には、実務作業を伴わない非実務のみの研修や、国若しくは地方公共団体が実施する研修又は独立行政法人等の資金により運営される事業として行われる研修等で、本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動が該当する。

(2) 上陸基準の要件及び用語の意義

ア 第1号

申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。

用語の意義

「同一の作業の反復のみによって修得できるもの」とは、同じ作業を繰り返し行い、特段のレベルアップが期待できない作業に従事するものをいい、必ずしも作業が一つであることを意味するものではない。同種の業務に係る一連の作業を行うことを反復する場合であっても、その内容が単に手足等を動かすことにより完結するものである場合は、この要件に適合しない。このような作業は、通常、我が国において修得する必要性が低く、研修制度の目的とする開発途上国等への技能移転や経済発展に寄与す

るものでもない。

イ 第2号

申請人が18才以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

用語の意義

「国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること」とは、開発途上国等への技能移転を図ることが研修制度の目的であることから設けられた要件である。

ウ 第3号

申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。

留意事項

研修生の受入れは我が国から外国への技能移転を図ることを目的とするものであるところ、外国人が修得しようとする技能等が自国において修得が可能であれば、我が国において研修を受ける必要性が認められない。また、外国特有の技能等を日本で修得したいとする場合、特段の事情がない限り、本来その国で修得されるべきであり、本号への適合性は、招へい理由書、研修実施予定表等により確認することとなる。

エ 第4号

申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について5年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。

留意事項

(ア) 研修生に対する指導を行う者（以下「研修指導員」という。）の指導の下に行われることとは、研修指導員の直接的な指導を求めるものではなく、研修指導員がカリキュラムを管理するなど、研修指導員の包括的指導の下に行われるものでも差し支えなく、例えば、日本語講師等の専門家など外部講師による指導や日本語学校等に通学させることも妨げない。

(イ) なお、研修指導員の経験年数は同一の機関におけるものには限られず、他の機関での経験年数を通算できる。

オ 第5号

申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあつては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。第8号において同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。

イ 申請人が、我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合

ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合

ハ 申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合
 ニ 申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合

ホ 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合

ヘ イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が次のいずれにも該当するとき。

(1) 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関（以下この号及び次号において「あっせん機関」という。）が宿泊施設を確保していることを含む。）。

(2) 研修生用の研修施設を確保していること。

(3) 申請人の生活の指導を担当する職員を置いていること。

(4) 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（あっせん機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。

(5) 研修施設について労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

ト 申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当するとき。

チ 申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

(1) 申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。

(2) 受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当すること。

(ア) 用語の意義

① 「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3の規定のとおり、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう（イ）。

② 「独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の事業として行われる研修」には、フィリピン人船員（航海士・機関士）の育成を目的とする客船等に係る外国人乗務要員研修事業がある（ロ）。

③ 「我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、いわゆる特殊法人をいい、具体的には、日本私立学校振興・共済事業団、株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会、日本放送協会等が該当する（へ）。

④ 「その資金により主として運営される」とは、研修事業の運営費用のおおむね50%以上又は主たる部分（研修実施経費、研修手当の支払経費等研修事業の中心的部分の運営資金）を国、地方公共団体、特殊法人又は独立行政法人が負担し

ていることを必要とする（へ）。

- ⑤ 「これらに準ずる機関」とは、我が国の独立行政法人や特殊法人に相当する機関を想定しているが、その位置付けは各国の制度により異なることから、個々に判断することになる（ト）。

(イ) 留意事項

- ① 本号は、実務研修を行うことができる研修の受入れ形態についての基準であり、公的な要素を含む研修に限定されている。

a 本号イからホまでは、公的機関の事業として行われる研修であること

b 本号へからチまでは、順に、公的機関の資金により主として運営される事業として行われる研修（へ）、外国の公的機関の常勤の職員に係る研修（ト）、外国の国・地方公共団体の指名に基づき我が国の国の援助・指導を受けて行う研修（チ）である。

- ② 実務研修と非実務研修

上陸基準上、「実務研修」については、商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修のほか、商品の生産をする業務に係るものにあつては、商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものでない、生産機器の操作に係る実習も含まれる旨定められている。

すなわち、一般の職員と同様に生産ラインに参加し、商品を生産することを通じて技能等を修得する場合などがこれに当たる。

また、「実務研修」か否かは講義形式か否かにより決まるものではなく、研修生の行う作業が企業等の商品の生産又は有償の役務提供の過程の一部を構成するか否かにより決定する。

平成21年の入管法改正前の「研修」では、工場の生産ライン等の商品生産施設において行われる試作品の製造を「非実務研修」として取り扱っていたが、これらの行為は商品の生産を行っているか否かの客観的な判断が難しく、また、非実務研修のみの研修生を実質的な労働力として取り扱われるおそれもあるため、「生産機器の操作に係る実習」を「実務研修」に含めることとした。

ただし、「生産機器の操作に係る実習」を行う場合でも、工場の敷地内にある別棟の研修センターや商品生産施設内であっても商品を生産する区域とは明確な区分がされている場所等に設置された模擬ライン等を使用して試作品（研修生以外の者が若干の点検、仕上げを行うことによつて最終的に商品となるものは含まない。）を製造する場合や、通常の商品を生産するラインであっても、あらかじめ一定の時間を区分して研修生による試作品製造のために使用することが第三者にも明確に分かる状態である場合には、「非実務研修」として取り扱う。

この場合において、試作品製造のみとしながら長期間の研修を行うとする申請は、研修生を労働力として利用しようとするものである可能性があることから、研修内容や研修指導方法に限らず、試作品材料の調達方法、試作品の廃棄、再生等の処分方法、試作に伴う総経費の額を確認し、研修実施の合理的理由等につい

て慎重に審査する必要がある。また、通常の生産を維持しながら生産ラインの時間的区分による試作品製造を行う場合には、通常時の生産量と研修生の試作品製造による生産減量を比較するなど、費用対効果の面からも合理的な事情を確認することが必要となる。

他方、作業・加工等に精密さが必要となるため、研修生の生産物は商品となり得ない職種もある。受入れ機関の中には、試作品製造のみでも「実技」、「実習」等と同様に実務研修と捉えて申請する企業があるので、特に不交付・不許可処分を行う前には、研修方法を電話で照会する等慎重に審査することが望ましい。

③ 模擬訓練、見学、マンツーマン指導

「業務に従事する」といえるためには、「業務」と認められる程度に「生産・販売」、「役務の提供」が継続的に行われることが必要である。

商品の販売又は役務の提供という活動が結果的に労働力の提供という効果を伴うために、このような活動を含む研修は実務研修として加重的要件を課されるものであることからすれば、結果的に労働力の提供を伴う活動ではない場合は、「業務に従事する」に当たらない。

a 模擬訓練

顧客を相手とせず、研修生、受入れ機関職員、外部講師等を対象とした接客の模擬訓練（例：会議室、閉店後の店舗等で行われるロールプレイング）等は、非実務研修と考えられる。

b 見学

受入れ機関の職員の生産活動や役務の提供を行う活動を視察しながら、適宜口頭で指導を受ける見学（例：生産ライン、屋外において、研修指導員又は別の職員が作業等を行っているところで、研修指導員が専門的見地から解説を行ったたりする）等は、非実務研修と考えられる。

c マンツーマン指導

研修指導員が自ら生産活動等を行う方が生産的であるにもかかわらず、研修生に生産活動等を行わせながらマンツーマン形式で指導する場合には、一律に実務研修として扱う必要はない。実際の申請では、幹部のマネジメント業務、部下への指揮・指導方法、営業活動、経理業務等、「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」等で規定されている専門的知識を有する外国人が行う活動に類似する研修内容を、短時間（当該業務を指導員のマンツーマンの指導から独立して行えるまでに至らない期間。数時間から数日程度が通常。ただし、職員の生産活動等の下準備になる場合はこれに当たらない。）で、マンツーマン形式で指導を行うという場合には、非実務研修と考えられる。

④ 独立行政法人が自ら研修施設や研修指導員等を手配して実施する研修は本号イに該当するが、独立行政法人の資金により主として運営される事業として企業等で行われる研修は本号へに該当する。なお、本号ロからニで個別に規定している独立行政法人の事業として企業等で行われる研修には、本号への（1）から（5）に掲げる要件が課されない。

⑤ 国際機関（複数の政府の加盟する機関をいい、国際連合及びその機関、日本が

加盟している国際条約の執行機関等)が実施する研修の場合は、本号への(イ)から(ホ)に掲げる要件が課されない。

- ⑥ 外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員を本邦の企業等が受け入れる場合、外国の法令等により外国の公務員が身分を保持しながら民間企業と雇用契約を締結することができない場合も想定されることから、「技能実習」の在留資格ではなく、公的な要素を含む研修として「研修」を付与する。
- ⑦ 本号チの研修には、我が国の国又は地方公共団体等からの資金の提供が事業費の半分を下回っているものの、修得しようとする技能等を本国において広く指導・普及する業務に従事している者が、外国の国又は地方公共団体から指名を受け、我が国の国による援助及び指導を受けて行う公的な性質を帯びたものが該当する。

例えば、「農業に係る研修において、本国で農業を広く指導する立場にある者が本国の住所を有する地方公共団体から指名を受け、本邦の農家に受け入れられて、本邦入国時や研修期間中に、農業を所管する農林水産省の職員から直接講義及び訪問指導(年に数回)などの支援を受ける場合」などが該当する。

- ⑧ 本号ヘからチにおいて、宿泊施設、研修施設、生活指導員の配置、研修生に対する保障措置、研修施設に係る安全衛生措置など受入れ機関である企業等において実務研修を実施する場合の受入れ体制について定めたものである。このうち研修生に対する保障措置は、労働者ではないため労働者災害補償保険に加入することができない研修生が、実務作業中の事故等により死亡し、負傷し又は疾病に罹患した場合でも必要な保険給付が受けられるように、民間の保険等への加入を求めるものである。

カ 第6号

受入れ機関又はあっせん機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

留意事項

- ① 技能等を海外へ移転するという研修制度の趣旨に鑑み、研修生の帰国に支障を来さないように、受入れ機関又はあっせん機関が帰国旅費の全額を負担する必要がある。
- ② 受入れ機関の倒産などにより、研修の継続が困難となった研修生の帰国旅費の確保が困難となった例が見受けられるため、受入れ機関に対しては研修生が本邦に入国した当初から帰国旅費を確保する必要がある旨指導する。
- ③ 研修生が所属する外国にある所属機関と受入れ機関との間の出向契約等において、研修に必要な費用として包括的に所属機関から受入れ機関に支払われる費用の中から、受入れ機関が帰国費用を支出する形態であれば、上陸基準第6号の要件を満たすものとして差し支えない。

キ 第7号

受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとされていること。

(ア)用語の意義

上陸基準第7号の「研修の実施状況に係る文書」とは、研修日誌その他の研修内容、指導事項、研修時間及び研修手当について記載した文書をいう。

(イ) 留意事項

- ① 研修計画に基づいて研修を実施するためには、研修実施状況を把握することが不可欠である。「研修日誌」には、研修内容や指導事項、今後の課題等が記載されているのが一般的である。
- ② 当該研修生の研修が終了した日（注）から少なくとも1年間は文書を保存しなければならない。

（注）受入れ機関における研修が終了した日であり、必ずしも帰国日とは一致しない。

ク 第8号

申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（2以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあっては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の3分の2以下であること。ただし、申請人が、次のいずれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の4分の3以下であるとき又は次のいずれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の5分の4以下であるときは、この限りでない。

イ 申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を4月以上行うことが予定されている場合

ロ 申請人が、過去6月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で、1月以上の期間を有し、かつ、160時間以上の課程を有するもの（受入れ機関においてその内容が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合

(ア) 用語の意義

- ① 「実務研修を4月以上行う」とは、合計4か月分以上の時間、実務研修を行うことを意味しており、「実務研修を含む研修を4月以上」の意味ではない。したがって、例えば4か月間の研修期間中の毎日に、実務研修と非実務研修を両方行うよう計画した場合は「実務研修を含む研修を4月以上」行うことには当たるが、「実務研修を4月以上行う」には当たらない（イ）。
- ② 「外国の公的機関」と「外国の教育機関」とは、外国の国又は地方公共団体の機関を「外国の公的機関」といい、「外国の教育機関」とは当該外国の国・地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関として認定されており、原則として、義務教育修了後に入学するものをいう（ロ）。

詳細については、第1節第2章第1節第6を参照。

(イ) 留意事項

- ① 実務研修は技能等を学ぶことを目的として行われるが、結果的に労働力の提供の効果をも伴うものであり、外見的には就労活動と類似する。そのため実務研修

を研修時間全体の3分の2以下とし、残りの時間を座学等により、日本語、日本の生活習慣、安全衛生知識、実務研修分野の理論的側面等を学ぶ非実務研修とすることで、「研修」の活動が、就労活動ではなく学ぶものであることを明確にするとともに、適正かつ効果的な研修を確保しようとするものである（本文）。

- ② 必要とする研修時間全体に占める非実務研修の時間の割合を、一定の場合に緩和するものであり、実務研修の時間を伸長する趣旨のものではない。

例えば、過去に、1年間の研修期間のうち非実務研修が3分の1、実務研修が3分の2の計画で実施した研修と同程度の内容でありながら、研修期間が1年間であること等を理由とし、本号ただし書きにより非実務研修の時間が短縮されたことを受けて、その分を実務研修に振り向け、全体の研修期間が1年間となるようにした申請、すなわち、実務研修の時間を水増しした申請がされないよう受入れ機関に対し指導する必要がある（本文ただし書き）。

- ③ 実務研修期間が4か月以上の研修については、修得する技能等の内容からみて、求められる以上の非実務研修が行われている例が相当数あるという実状に配慮し、効果的・効率的な研修の実現しようとしたものである（イ）。

- ④ 外国の公的機関又は教育機関による研修の確認方法については、当該研修を実施した機関が公的機関又は教育機関であることを証する資料とともに、当該機関が作成した研修内容（科目、研修時間、研修期間、研修指導者等）を記載した証明書等を提出してもらうことになる。

また、申請人が本邦外で受けた研修の内容が本邦における研修と同等以上であることについて、受入れ機関による確認が必要とされているところ、当該確認は、カリキュラム、教材等により行う旨受入れ機関に指導する。なお、審査に際しては、受入れ機関からカリキュラムの提出を求めることになる（ロ）。

3 審査のポイント

(1) 在留資格認定証明書交付申請

ア 修得しようとする技能等が同一作業の反復により修得できるものでないこと（上陸基準第1号）

次の資料（研修の内容、必要性、実施場所、期間及び待遇を明らかにする文書）の記載により、修得しようとする技能等が同一作業の反復により修得できるものでないことを確認する。

- ① 招へい理由書（習得する技能等、将兵の経緯、研修の必要性などについて記載した文書、書式事由）
- ② 研修実施予定表（別記第24号様式及び別記第24号の2様式）

【留意事項】

- ① 受入れ機関が、送出し機関（本国の所属機関。以下同じ。）の従業員数に比して大量に、かつ、頻繁に、研修生を受け入れている場合は、技術移転を目的とするよりも、単なる労働者の補充を目的としていることが疑われる。

このような場合、受入れ機関を通じて、送出し機関に対し、その研修の必要性、研修生の帰国後の復職率等について説明を求め、上陸基準適合性を慎重に審査す

る（上陸基準第2号及び第3号も同じ）。

- ② 修得しようとする技能等に関し、同一作業の反復により修得できるものでないことに疑義がある場合は、必要に応じて関係業界団体等の意見を求めるなどして、適合性を判断する。

イ 年齢及び帰国後修得した技能等を要する業務への従事（上陸基準第2号）

(ア) 申請書の申請人等作成用1の「2」欄及び「履歴書」の記載により、申請人が18歳以上であることを確認する。

(イ) 申請書の申請人等作成用2の「23」欄及び、「研修生派遣状」（本国の所属機関が作成した、帰国後の申請人の地位、職種に関する記載があるもの、書式自由）又は「復職予定証明書」（本国の所属機関が作成した、申請人の現在の地位、職種に関する記載があり、帰国後に復職する予定であることについての証明書、書式自由）の記載により、また、申請人が自営業を営む者である場合にあっては、「履歴書」に記載により、修得しようとする技能等を要する業務に従事することが予定されていることを確認する。

(ウ) 申請書の申請人等作成用2の「26」欄の記載が、提出資料の「研修生派遣状」及び「履歴書」の所属機関に関する記載内容と一致しており、修得しようとする技能等に関連する職業（職務内容）であることを確認する。

(注) 職歴に疑義がある場合は、必要に応じて公的資料など他の資料の提出を求める。

(エ) 申請書の所属機関等作成用1の「2」欄の研修内容が、同1の「13.(2)」、同2の「14(2)」欄及び「受入れ機関概要書」の内容と齟齬がないことを確認する。

(注) 研修生受入れ機関が複数の事業を行っている場合は、提出資料の研修生受入れ機関の登記事項証明書の営業内容により、当該事実を確認する。

【留意事項】

① 受入れ機関や送出し機関において研修制度の趣旨の理解が不十分と認められる場合など必要に応じ、受入れ機関に対して、帰国した研修生の就業状況を送出し機関などに報告するよう求める。合理的理由がなく本邦で修得した技能等を要する業務に従事している者の割合が著しく低い場合は、改善策を提出させる。改善されない場合は、上陸基準第2号への適合性について慎重に判断する。

② 申請人の本国での職業と無関係な職種に係る研修は、原則として、帰国後において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されているとはいえない。

ウ 住所を有する地域において修得することが不可能又は困難であること（上陸基準第3号）

上記ア（上陸基準第1号）の項の方法に準じて確認する。

【留意事項】

① 外国人が修得しようとする技能等が自国において修得が可能であれば、特段の事情がない限り、我が国において研修を受ける必要性が認められない。

② 修得しようとする技能等に関し、住所を有する地域において修得することが不可能又は困難であることに疑義がある場合は、必要に応じて関係業界団体等の意

見を求めるなどして、適合性を判断する。

エ 研修が研修指導員の指導の下に行われること（上陸基準第4号）

申請書の所属機関等作成用1の「13(11)」、同2の「14(11)」欄及び「研修指導員履歴書」の記載により、5年以上の経験を有することを確認する。

オ 研修の中に実務研修が含まれている場合の受入れ機関等の要件適合性（上陸基準第5号）

(ア) 申請書の所属機関等作成用1の「6」欄及び「研修実施予定表」の記載により、実務研修を含むかどうかを確認する。

(イ) 申請書の所属機関等作成用1の「9」欄の①から⑧のいずれかにチェックがされており、次のいずれかに該当することを確認する。

① 「9」欄の①から⑤にチェックがされている場合（上陸基準第5号イからホ）
申請書の所属機関等作成用1の「13」欄及び同2の「14」欄の記載内容と齟齬がないかを確認する。

② 「9」欄の⑥にチェックがされている場合（上陸基準第5号へ）

a 申請書の所属機関等作成用1の「10」欄の記載により、出資主体が、国、地方公共団体、特殊法人又は独立行政法人であつて、かつ、出資額が研修実施経費に占める比率がおおむね50%以上であることを確認する。

b 申請書の所属機関等作成用2の「15」欄及び「研修生処遇概要書」の記載により、宿泊施設が確保されていることを確認する。

c 申請書の所属機関等作成用1の「13(12)」、同2の「14(12)」欄及び「研修実施予定表」の記載により、研修施設が確保されていることを確認する。

d 申請書の所属機関等作成用2の「13(13)」及び「14(13)」欄の記載により、生活指導員が配置されていることを確認する。

e 申請書の所属機関等作成用2の「16」欄及び「研修生処遇概要書」の記載により、傷害保険加入等の措置が講じられていることを確認する。

f 申請書の所属機関等作成用2の「13(14)」及び「14(14)」欄の記載により、安全衛生上必要な措置が講じられていることを確認する。

③ 「9」欄の⑦にチェックがされている場合（上陸基準第5号ト）

a 申請書の所属機関等作成用2の「19」欄及び、「研修生派遣状」又は「復職予定証明書」の記載により、申請人が国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤職員であることを確認する。

b 上記オ（イ）②bからfと同様に確認する。

④ 「9」欄の⑧にチェックがされている場合（上陸基準第5号チ）

a 申請書の所属機関等作成用1の「11」欄及び「研修生派遣状」の記載により、申請人が外国の国又は地方公共団体から研修生として指名されたことを確認する。

b 申請書の所属機関等作成用1の「12」欄及び「招へい理由書」の記載により、日本国からの援助及び指導を受けることを確認する。

c 「研修生派遣状」又は「復職予定証明書」の記載により、申請人が外国の住

所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していることを確認する。

d 上記オ(イ)②bからfと同様に確認する。

【留意事項】

- ① 受入れ機関概要書（受入れ機関の状況、研修事業の実績等について記載した文書、参考様式）、登記事項証明書又は受入れ機関の概要が分かるパンフレット等及び損益計算書、貸借対照表等により受入れ機関の存在、営業事実等を確認する。
- ② 受入れ機関の財務状況は、研修を実施するに足りる経済活動の実態や研修を継続できる経済的基盤を有しているか否かの観点から審査する。
- ③ 受入れ機関が第31節別表の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格のカテゴリー1に分類される機関と同じである場合又は当該受入れ機関に係る申請において、受入れ機関の「登記事項証明書又は受入れ機関の概要が分かるパンフレット等」については過去1年間に提出されている場合であって、それぞれ同期間内に記載内容に変更がないときは提出を要しない。

カ 帰国担保措置が講じられていること（上陸基準第6号）

申請書の所属機関等作成用2の「17」欄及び「研修生処遇概要書」の記載により、確認する。

キ 研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、研修終了の日から1年以上保存すること（上陸基準第7号）

申請書の所属機関等作成用2の「13(15)」及び「14(15)」欄の記載により、確認する。

ク 実務研修時間に関する要件適合性（上陸基準第8号）

(ア) 申請書の所属機関等作成用1の「6」欄及び「研修実施予定表」の記載により、実務研修を含む研修かどうかを確認する。

(イ) 申請書の所属機関等作成用1の「3、7、8」欄の記載内容をそれぞれ確認し、所属機関等作成用1の「7」欄の「実務研修の比率」が上陸基準の要件に適合していることを確認する。

(ウ) 申請人が、過去6か月以内に外国の公的機関又は教育機関が本邦で行う研修に資する目的で本邦外において実施した研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で1か月以上の期間を有し、かつ、160時間以上の課程を有するもの（受入れ機関が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合には、次の資料により確認する。

- ① 本邦において実施する研修との関係を立証する資料（本邦において実施する研修に資する目的で海外で実施した研修の説明書）
- ② 機関の名称、所在地、研修施設等本邦外で事前に研修を実施した機関の概要を明らかにする資料
 - a 外国の公的機関で研修が実施された場合は、当該機関が国又は地方公共団体の機関であることを証する資料
 - b 研修を他の機関に委託した場合は、委託契約書等委託関係を明らかにする資料

c 外国の教育機関で研修が実施された場合は、当該機関がその国・地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関と認定されていることを証する資料

③ 研修内容、研修時間、研修期間、研修指導員等実施した研修の内容を明らかにする資料

【留意事項】

実務研修が含まれる研修については、原則として、実務研修の時間が研修を受ける時間全体の3分の2以下となる必要があるが、申請人が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ実務研修の時間を以下の割合までとすることができる。

① 実務研修が4か月以上行われることが予定され、又は過去6か月以内に外国の公的機関又は教育機関による1か月以上で160時間以上の非実務研修を受けた場合は、4分の3以下

② 実務研修が4か月以上行われることが予定され、かつ、過去6か月以内に外国の公的機関又は教育機関による1か月以上で160時間以上の非実務研修を受けた場合は、5分の4以下

ケ 審査に当たってのその他留意事項

(ア) 申請人の入国予定年月日を把握し、在外公館における査証取得に要する期間をも勘案し、可能な限り当該時期に入国できるよう効率的な審査を行う。

(イ) 申請取次者等による書類の事前点検が十分に行われていることが確認される取次申請案件については、早期処理に努める。

(ウ) 各要件への適合性の審査に当たっては、研修制度の趣旨を踏まえた審査を行い、適正な研修の実施が見込めないものを除き、改善指導により速やかに要件に適合することが見込める場合は、一律に不交付とすることなく、改善を待って処分する。

(2) 在留期間更新許可申請

ア 審査の留意事項

次の案件を除き、A案件として処理する。

(ア) 不適正な研修が行われていることの情報を得ているもの

(イ) 申請人の在留状況が良好でないもの

(ウ) 入国後に在留資格認定証明書交付申請時の要件に適合しない疑いがあることが判明したもの

イ 提出資料

受入れ機関からの研修の内容、実施場所、期間、進ちよく状況及び待遇を証する文書

具体的には、次の資料とする。

(ア) 研修実施予定表（別記第24号様式及び別記第24号の2様式）

(注) 申請人に係る在留資格認定証明書交付申請時に提出した研修実施予定表に記載した事項に変更があった場合には、変更箇所を明示する。

(イ) 研修・生活状況等報告書（参考様式）

研修実施状況、生活状況及び個人別在留状況等について記載した文書

ウ 在留期間の更新に係る特則

法務省との事前協議を経ることなく発給された査証により「研修」の在留資格をもって上陸を許可された者については、次のいずれかに該当すること。

なお、法務省との事前協議を経ることなく査証が発給された場合は、当該査証発給に係る資料等は法務省には送付されていないので、研修生受入れ機関から資料の提出を求め、次の（ア）又は（イ）に該当するものであることを立証させる。ただし、受入れ機関に係る資料でその概要が明らかな場合又は過去に資料提出されている場合は、提出を求めない。

（ア）若干の期間在留を継続することにより研修目的を達成することが明らかなもの

（イ）在留資格「研修」に係る上陸基準第5号イからホまでに掲げる研修

（注）公益財団法人オイスカ、一般財団法人海外産業人材育成協会（英字略名：AOTS）、公益財団法人海外漁業協力財団、公益財団法人日本船員福利雇用促進センター、公益財団法人日本台湾交流協会、一般財団法人JCCP国際石油・ガス協力機関、一般財団法人食品産業センター、公益社団法人国際農業者交流協会、公益財団法人海外日系人協会、一般社団法人海外農業開発協会及び一般社団法人日本経済団体連合会が事業として行う研修である場合も上記（イ）と同様とする。

4 在留期間

(1) 在留期間

在留期間	運 用
2年	外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であって、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条第一項の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）に係る知識及び技能の修得をしようとするもの（以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。）並びに医療で用いる放射線に係る物理工学の専門的知識を有する外国人であって、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするもののうち、国籍又は住所を有する国において所属する機関の業務の一環として派遣される場合であって、かつ、「研修」の予定期間が1年を超えるもの
1年	2年、6月又は3月の項のいずれにも該当しないもの
6月	次の①及び②のいずれかに該当し、かつ、③に該当するもの ①「研修」の予定期間（現に研修中の場合は残余の予定期間）が6月以下であるもの ②受入れ機関の研修実施体制等に鑑み、研修実施状況等を6月に1度確認する必要があるもの ③3月の項に該当しないもの
3月	「研修」の予定期間が3月以下であるもの

(2) 研修期間全体の長さ

ア 「研修」の在留資格をもって在留する者が継続して在留できる期間は、原則、1年までとするが、1年を超える研修を実施することに合理的理由があるものについては、2年まで認める。

イ 当初の研修予定期間を超えた研修の在留期間更新

研修生が当初の研修予定期間を超えて同一内容の研修を受けようとして在留期間更新の申請をした場合には、本人又は受入れ機関から事情を聞くなど慎重に審査し、予定の研修期間を延長することにつき特別の事情があると認められるときに限り、在留期間の更新を許可する。

5 諸申請の留意事項

(1) 研修生からの在留資格変更許可申請

身分関係の成立又は出国準備を理由とする場合以外は原則として在留資格の変更を認めない。

(注)

(注) 研修生は研修終了後直ちに帰国し、研修により修得した技能等をそれぞれの国において活かし、母国の経済発展に貢献することが期待されていることによる。したがって、研修終了後、引き続き我が国の企業等で就労することは認められない。

(2) 資格外活動許可申請

研修生からの資格外活動許可申請は、研修に専念させる趣旨からこれを認めない。

(3) 研修を終了した者又は終了予定の者からの在留資格認定証明書交付申請（再研修）

通常の場合として審査する。

ただし、我が国において、研修を修了し母国へ帰国した者が、再度、研修を受けたいとする場合は、次の事項に該当するかどうか個別に審査し、可否を判断する。

ア より上級の又は関連する技術、技能等の修得を目的とする再研修であること

前回、我が国で学んだ研修と同じものを繰り返すのであれば、研修制度の趣旨に適さない上、前回の研修が適切に実施されていたかどうかという問題も生じ、適当ではない。

再研修を受けようとする場合は、原則として、さらに上級の又は関連する前回とは異なる技術、技能等を我が国において学ぶものであり、かつ、その者が母国において従事している業務との関係において、実際に、その必要性が合理的に説明されることが必要である。例えば、再研修を終了し、母国に戻った後の職務上の立場等から、新たな研修の成果に係る活用の必要性が認定できることが必要となる。

なお、再研修を実施する機関については、再研修が効果的に実施されると判断されれば、必ずしも、前回の研修を実施した機関と同一の機関である必要はない。

(注) 研修の遅延ないし修得状況が不十分との理由による再研修は認めない。

イ 前回研修で学んだ技術等が、母国において活用されていること

再研修を受けようとする場合は、それを受けようとする者が前回の研修で学んだ技術、技能等を、母国において既に活用していることが必要であり、母国において活用した期間のみで判断されるものではないが、相当の期間、前回の研修の成果を活かした活動を行っていることが必要である。

母国で研修の成果を活かして活動を行っている期間が我が国での研修期間と比較して、あまりに短い場合（例えば、我が国において1年間にわたる研修を修了した後、母国において復職し、その3か月後に再研修を受けたいとする場合）や、全く前回の研修で学んだ技術、技能等を活用する活動に従事していない場合（例えば、復職せず、全くの異業種に就職していたような場合）については、その理由に合理性がなければ、再研修を相当と認めることはできない。

特に、前回の研修で学んだことが全く活用されていない場合は、前回の研修に係る申請が虚偽でなかったことについて合理的な説明ができることが必要である。

ウ 従前と全く異なる業種に係る研修ではないこと

原則として、前回と同一又は関連する業種についての研修であることが必要であるが、我が国において、従前と全く異なる業種（関連性のない業種）に係る研修を、受けたいとする場合は、当該研修を受けようとする者が、このような研修を受けることが必要となったことについて合理的な理由があること及び前回の研修修了後、前回の研修の成果を母国において活用し、又は少なくとも活用しようとしたが事情の変化により活用できなくなったことを、合理的に説明することができなければならない。

（注）上記アからウまでに記載する「合理的」かどうかについては、単に、受入れ機関あるいは研修生等が主観的に「合理的である」と思っている、あるいは申し出ただけでは足りず、事案に応じて、立証資料の提出を求めるなどして、客観的に判断する。

(4) 外国医師等の家族の取扱い

「2年」の在留期間を決定する外国医師等の配偶者又は子が、当該外国医師等の扶養を受ける日常的な活動を行うとして本邦で在留することを希望する旨相談があったときは、滞在中の経費支弁能力等に問題がないことを前提に、在留資格「特定活動」（告示外）による入国・在留を認めることを検討する必要があるため、その旨本庁在留管理課技能実習審査第一係宛て連絡すること。

第2 応用・資料編

1 研修の適正な実施のための審査及び指導

(1) 「公私の機関」の受入れ体制

ア 研修生を受け入れる「公私の機関」は、研修生を受け入れて自らの指導の下に研修を実施する機関であり、そのための技能等を教える十分な体制を整えていることが必要である。すなわち、研修生が技能等を学ぶための物的条件（生産機械、設備、座学の実施場所等）に加え、人的条件（研修生が修得しようとする技能等について十分な知識と経験を有する指導員が指導する等）が整っている必要がある。さらに研修実施のための事務（研修全体のカリキュラム策定、講師の選定、研修施設の確保、生活指導、研修手当の支給事務等）を行う体制も必要である。

イ 受入れ体制に関し、常勤の役員を除くと従業員がいないような受入れ機関からの申請に対しては、研修生を指導する体制が確保されているかどうか（研修計画に信ぴょう性があるかどうか）を慎重に審査する。また、受入れ機関の財務状況は、研修を実施するに足る経済活動の実態を有しているか、継続して研修を実施可能か否かの観点から審査の資料とする。

ウ 従業員の大半が工場での作業に従事しているような受入れ機関で、長期間にわたり非実務研修のみを行うとして申請があった場合、実務作業が含まれているにもかかわらず、非実務研修のみであると虚偽の申請を行っている可能性もあることから、研修の内容が合理的であることや研修計画が適当であるかなど慎重に審査する。

(2) 修得されるべき技能等

研修生が修得する技能等は、それを研修を受けて修得し、本国に移転する必要がある、既に研修生本人が身につけている技能等や、研修計画の到達目標が低く本邦から移転すべきレベルに達していないものはここにいう「技能、技術又は知識」に当たらない。

(3) 研修手当の支払

研修生は、技能等を修得する活動を行うことにより報酬を受けることはできない。報酬を受ける活動は就労活動であり、「研修」の在留資格該当性を有しない。

多くの「研修」の活動において、研修生に対して、「研修手当」として一定の金銭の支給が行われる。この研修手当とは、研修生に対して本邦における生活費等の実費弁償として支払われる金品等である。「実費弁償」とは、本邦に在留し、「研修」に該当する活動を行うために必要な実費の弁償である。いわゆる小遣いは、本邦在留中の生活費の一部として支払われるものであって、例えば、酒・たばこ等嗜好品、参考書、日用品の購入、散髪、電話等に供されるものであり、その限度額は、社会通念上妥当な範囲に限られる。

他方、「研修手当」の名目であっても、研修生が行った一定の役務の給付に応じて支払われた金銭は、「報酬」である。

なお、それが、労働の対価としての「賃金」に当たるかは、当該研修手当の額、支払の状況等から総合的に判断される。研修時間・日数や研修生の能力により手当が増減される場合は、労働の対価である「賃金」に当たることとなる。「労働」と「実務研修」との相違は、それぞれの活動に対し「報酬」を受けるか否かの点にある。

(4) 研修時間

ア 夜間・深夜の研修、交代制による研修

研修生は、あくまでも技能等を学ぶ者であり、実務研修であっても当然に、労働者と同様な勤務体系で研修を行うべきものではなく、夜間や早朝の研修は、原則として認められない。

交代制の研修については、勤務の特殊性から、次のいずれにも該当する場合で、交代制による研修を実施した方がより効果的な研修が行われると判断される場合に限り、許可する。

(ア) 日本人従業員の代替として研修生に従事させるなどのおそれが全くないこと

(イ) 深夜（22時から5時まで）に研修が実施されることがないこと

(ウ) 当該研修が研修指導員が勤務する時間帯に行われるものであること

研修は研修指導員の指導・監督の下に行われる必要があることから、研修指導員が不在の時間帯に研修を行うことは認められない。

(エ) 研修効果の観点から、交代制による研修を行うことを真に必要とする合理的な理由、必要性が認められること

(オ) 交代制による研修時間が総研修時間に比して著しく長期にわたるものではないこと

イ 農業関係の研修

自然界を対象とする第1次産業においては、気象条件、動植物の生態等に大きく影響を受けるところ、酪農の研修については、乳牛の生理等を考慮して搾乳等の作業を行わなければならない実状に鑑み、早朝及び夜間の時間帯における研修実施の合理性を認めることとし、当該研修時間の設定が適切・妥当かどうかを受入れ機関から聴取する等して個別に判断することとする。

また、同様に畑作・野菜の研修についても、作物毎の適した時間帯に合わせ作業を行わなければならない実状に鑑み、おおむね日の出の時刻からの研修実施には合理性を認め、個別に判断する。

2 臨床修練

臨床修練とは、外国において本邦の医師若しくは歯科医師又は看護師等に相当する資格をもつ外国医師、外国歯科医師又は外国看護師等が本邦の厚生労働大臣の許可（「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」第3条第1項に規定する厚生労働大臣の臨床修練の許可）を受けて行う臨床の場における医療研修のことをいう。

我が国においては、本邦の医師法、歯科医師法又は保健師助産師看護師法に基づく免許を有していなければ患者に医療措置を施すことができないため、外国人が医療研修を目的に入国しても、医療現場の見学や医療機器操作の練習等（非実務研修）に限定されているが、臨床修練の許可を得ることにより、臨床修練指定病院において臨床修練指導医、指導歯科医又は指導者の実地の指導監督の下に実際に患者に対する診察、治療及び看護等を行うことができる。

臨床修練の許可は厚生労働大臣が行うものであるが、その許可基準の一つとして同法第3条第2項第1号には、「医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国して

いる者」又は「医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国しようとしている者（在留資格認定証明書が交付されている者に限る）」のいずれかに該当しなければならないこととされており、入国の目的は臨床修練である必要はなく、大学の医学部等で医学の勉学等のために入国している者でも認められる。また、同法第22条に「厚生労働大臣は、許可をしようとするときは、当該許可に係る者が第3条第2項第1号又は第21条第2項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。」と規定されており、臨床修練の申請があったときは法務省に対し当該外国人が「医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国していること又は入国しようとしていること」について協議がされ、当省は入国・在留の目的を調査の上回答している。なお、当省が同法第3条第2項第1号に当たるとして回答した者の在留資格には「文化活動」、「留学」、「研修」等がある（第12節第2の1を参照）。

なお、臨床修練許可は外国人の本邦入国後又は在留資格認定証明書交付後でなければ厚生労働大臣から得られないため、臨床修練を目的とした「研修」等の在留資格認定証明書の申請があった場合には、当該外国人が入国後に臨床修練活動を安定的・継続的に行うかの審査には困難を伴う。しかし、受入れ機関が厚生労働大臣の指定した病院（臨床修練指定病院）であり、かつ研修指導員を臨床修練病院等が選任した医師の実施の指導監督の下で行われる場合には、当該外国人の入国前であっても入国後に厚生労働大臣から臨床修練の許可が得られる蓋然性が高いものとして審査して差し支えない。その他の場合には本庁（在留管理支援部在留管理課）に照会する。

また、令和5年3月、国家戦略特別区域における外国人の入国・在留に係る特例措置が全国展開されることに伴い、法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・法務省令第4号）を廃止するとともに、入管法施行規則の一部が改正されたことから、研修の在留資格を決定される者のうち、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等については、2年の在留期間を決定できることとしている。

（注）臨床修練については自らの医療に関する知識及び技能の修得のための活動を行うものであるが、平成17年3月、厚生労働省の取扱いが変更され、臨床修練活動に付随して、自らの有している医療に関する知識及び技能のうち日本人医師等よりも優れている部分について、当該日本人医師等に伝授（教授）し、報酬の支給を受けることが可能となった。

そこで、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格で在留する外国医師又は外国歯科医師で臨床修練の許可を受けたものから、医療に関する知識等の教授を付随して行うことの許可のある「臨床修練計画書」を提出して資格外活動許可の申請があったときは、これを許可することとする。

資格外活動許可書には、「医療に関する知識及び技能の修得に付随して平成〇年〇月〇日までの間に××病院において報酬を受けて日本人医師又は歯科医師に対する教授として診療を行う活動」を新たに許可する活動として記載し、許可期限は「臨床修練許可書」の許可の期限まで、稼働場所は「臨床修練計画書」に記載された病院とする。

なお、「教授」の在留資格で在留する者については、自身が所属する大学の付属

病院等の施設で上記の教授として診療を行うときは、資格外活動許可は不要である。